

第84回

定時株主総会招集ご通知

日 時
2023年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場 所
大阪市北区中之島4丁目2番30号
中央自動車工業株式会社
本社5階ホール

※ 末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬率設定の件

書面により議決権行使いただく場合は、
2023年6月26日（月曜日）24時までに
ご返送お願い申し上げます。

目 次

第84回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	25
連結計算書類	42
計算書類	45
監査報告書	48

【株主総会資料の電子提供制度の施行について】

会社法改定による電子提供制度の施行にともない、従前書面でお送りしていた株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告書）はウェブサイトに掲載して提供する方法に変更いたしました。

当社は、本定時株主総会については、制度施行して間もないこともあり、従来と同様に書面でも送付いたします。

なお、書面は議決権を有する全ての株主様に送付しており、書面交付請求された株主様に交付する書面と同じものとなります。

CENTRAL 中央自動車工業株式會社

（証券コード 8117）

企業理念

世界のネットワークを通じて環境にやさしく、
安全と豊かなカーライフを創造して、社会に貢献する。

基本方針

- (1) お客様の潜在ニーズを読み、期待を上回る新しい商品・サービスの開発を通じて需要を創造します。
- (2) 全てのお客様・お取引先様への感謝の念を忘れず、徹底したサービス体制を通じて、信頼とお役に立つ中央を目指します。
- (3) 役員・社員の能力と生活向上を通じて、社会的責任を果たす開発型企業を目指します。

基本戦略

- (1) 常に技術革新を追究し、お客様に感動頂けるオンリーワンの「開発型企業」を目指します。
- (2) 経営資源を当社の強みの部門と新しい事業開発に投下し、将来の礎を築くと共に、開発型企業の基盤を強化します。
- (3) 徹底した現場訪問と情報収集の強化をはかり潜在ニーズの先取りをします。
- (4) 教育体制の充実と共に役員・社員は自己成長に努めます。

(証券コード 8117)
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日2023年6月6日)

株 主 各 位

大阪市北区中之島4丁目2番30号
中央自動車工業株式會社
代表取締役社長 坂 田 信一郎

第84回定時株主總會招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主總會を下記のとおり開催させていただきますので、ご通知申し上げます。

本株主總會の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第84回定時株主總會招集ご通知」および「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.central-auto.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、会社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的な方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に記載の株主總會参考書類をご検討いただき、2023年6月26日（月）24時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島4丁目2番30号
中央自動車工業株式会社 本社5階ホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第84期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第84期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ◎ 株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 上記インターネット上の当社ウェブサイトは、<https://www.central-auto.co.jp/ja/ir.html>です。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

〈会場における対応のご案内〉

今般、政府において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、本年3月13日よりマスクの着用は個人の判断を基本とすることとされました。この政府方針の変更を踏まえ、当社から一律のマスクの着用をお願いすることはいたしませんので、株主様のご来場にあたりましては、ご自身でマスクの着脱をご判断くださいますようお願いいたします。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

○事前の行使方法

インターネット等にて行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月26日(月曜日) 24時まで

詳細は、次ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。

書面にて行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月26日(月曜日) 24時到着

○当日の行使方法

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

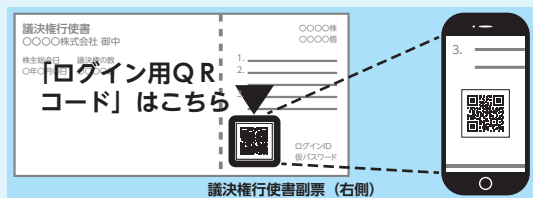
インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権をご行使される場合は、**2023年6月26日（月曜日）24時まで**に、パソコン、スマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネット等による議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネット等による議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォン等インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

1. パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。

入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主への配当政策を経営上の重要課題と位置づけており、今後の利益配分につきましても「安定かつ高配当」の継続を目指しております。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金53円

総額 979,358,963円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金 3,400,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金 3,400,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役の業務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、取締役会における業務執行の決定を取締役へ委任することを可能とすることで、迅速な経営の意思決定および執行につなげて、取締役会がより充実した議論ができる体制とし、コーポレート・ガバナンスの強化につなげることを目的に、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人 (削除)
第5条～第9条 (条文省略)	第5条～第9条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条～第15条 (条文省略)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第17条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第19条 当社の取締役は3名以上10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、<u>本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第17条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</p> <p>(定員)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は3名以上10名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は3名以上4名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、他の監査等委員である在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>5. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から<u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (条文省略) 3. 取締役会は取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。 <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第24条 監査等委員会は、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は各取締役に対し、会日の3日前までに発する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (現行どおり) 3. 取締役会は取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。 <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第27条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。 3. 監査等委員会は監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。 <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 当社は取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第31条 当社は会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会及び監査等委員会の議事録)</p> <p>第32条 <u>取締役会及び監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項は法令または本定款に別段の定めある場合を除き監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第35条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(社外取締役の責任免除) 第31条 (条文省略)</p>	<p>(社外取締役の責任免除) 第36条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(定員) 第32条 <u>当会社の監査役は3名以上4名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(選任) 第33条 <u>監査役は株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(任期) 第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(常勤の監査役) 第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発する。</u></p> <p>2. <u>緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>3. <u>監査役会は監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規則)</p> <p>第39条 <u>監査役会に関する事項は法令または本定款に別段の定めある場合を除き監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第41条 <u>当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="339 129 486 158">第 6 章 計 算</p> <p data-bbox="119 198 439 227">第42条～第45条 (条文省略)</p> <p data-bbox="379 386 444 415">(新設)</p>	<p data-bbox="939 129 1086 158">第 5 章 計 算</p> <p data-bbox="719 198 1062 227">第37条～第40条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="739 267 811 295">(附則)</p> <p data-bbox="739 335 1190 364"><u>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="748 369 1300 535"><u>第84回定時株主総会終結前の社外監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の本定款第41条の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（10名）は、本總會終結の時をもって、任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）10名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1	さか た しんいちろう 坂田 信一郎 (1963年3月24日生)	1987年4月 当社入社 2003年12月 当社執行役員 大阪支社長 2005年6月 当社取締役 西日本地区担当兼大阪支社長 2007年6月 当社常務取締役 大阪支社長 2011年6月 当社常務取締役 国内営業本部長兼名古屋支社長 2012年4月 当社代表取締役社長（現任） 2017年6月 石川トヨペット(株)（現株石川トヨペットカローラ）社外取締役（現任）	65,700株
〈取締役候補者とした理由〉 坂田信一郎氏は、代表取締役社長として経営全般を統括する役割を果たし、当社の事業活動に関し、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かせると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
2	とり の よし ふみ 鳥野 善文 (1957年11月5日生)	1980年4月 当社入社 2001年6月 当社取締役 第二営業部西日本担当部長 2012年6月 当社取締役 国内営業本部副本部長兼特販部長兼広島営業所長 2012年10月 当社取締役 国内営業本部長 2016年6月 当社常務取締役 国内営業本部長 2019年6月 当社専務取締役 国内営業本部長（現任）	37,200株
〈取締役候補者とした理由〉 鳥野善文氏は、国内営業部門を統括する役割を果たし、当社の事業活動に関し、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かせると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
3	こん どう まさ ゆき 近藤 雅之 (1963年9月1日生)	1987年4月 当社入社 2011年6月 当社取締役 大阪支社長兼広島営業所長 2017年4月 当社取締役 東京支社長 2020年6月 当社常務取締役 東京支社長 2022年4月 当社常務取締役 広告宣伝部統括部長(現任)	27,000株
	<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>近藤雅之氏は、国内営業部門及び広告宣伝部門の責任者を務め、当社の事業活動に関し、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		
4	すみ よし てつ や 住吉 哲也 (1964年8月16日生)	1987年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2009年4月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 中津川支社長 2017年10月 当社入社 総務部次長 2019年6月 当社取締役 総務本部副本部長兼総務部長 2019年11月 (株)A B T取締役(現任) 2020年6月 当社取締役 総務本部長兼総務部長 2021年4月 当社取締役 総務本部長兼総務部長兼経営企画室長(現任) 2021年6月 当社常務取締役 総務本部長兼総務部長兼経営企画室長(現任) 2021年11月 エイスインターナショナルトレード(株)社外取締役(現任)	13,900株
	<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>住吉哲也氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験と見識を有しております。また、2017年の入社以来、総務部門及び経営企画室で当社経営の意思決定を支えております。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		
5	かき の まさ ふみ 柿野 雅文 (1964年6月20日生)	1987年4月 当社入社 2007年6月 当社取締役 海外営業本部第一部長 2010年4月 当社取締役 海外営業本部副本部長兼第一部長 2015年6月 CAPCO PTE LTD 取締役会長(現任) 2018年6月 当社取締役 海外営業本部長(現任) CAPCO USA, INC. 取締役社長(現任)	24,100株
	<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>柿野雅文氏は、海外営業部門を統括する役割を果たし、当社の事業活動に関し、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
6	ひろ うち まなぶ 廣内学 (1970年3月20日生)	1995年4月 当社入社 2010年10月 当社執行役員 関東支社副支社長 2011年6月 当社取締役 関東支社長 2013年4月 当社取締役 東京支社長 2017年4月 当社取締役 大阪支社長 (現任)	20,100株
	<p>〈取締役候補者とした理由〉 廣内学氏は、国内営業部門の責任者を務め、当社の事業活動に関し、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		
7	くぼい とし あき 久保井聡明 (1965年11月29日生)	1994年4月 弁護士登録 1994年4月 三宅合同法律事務所入所 1997年4月 久保井総合法律事務所入所 2012年1月 久保井総合法律事務所 代表パートナー (現任) 2015年6月 (株)但馬銀行 社外監査役 2015年6月 田村駒(株) 社外監査役 (現任) 2017年6月 当社取締役 (現任) 2021年6月 (株)但馬銀行 社外取締役 (現任)	一株
	<p>〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉 久保井聡明氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理にとらわれず、企業法務を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行いただいております。そのことにより、取締役会の透明性の向上およびコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は社外監査役になる事以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p>		
8	ます だ ふみ ひろ 増田文弘 (1965年10月25日生)	1988年4月 当社入社 2004年4月 当社商品開発部長 2009年7月 当社執行役員商品開発部長 2017年4月 当社執行役員福岡支社長 2019年6月 当社取締役 福岡支社長 2022年4月 当社取締役 東京支社長 (現任)	11,000株
	<p>〈取締役候補者とした理由〉 増田文弘氏は、国内営業部門の責任者を務め、当社の事業活動に関し、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
9	さか い のり みつ 酒井規光 (1968年11月8日生)	1991年4月 当社入社 2015年7月 当社執行役員営業開発部長 2018年6月 広州新特路信息技术諮詢有限公司董事長(現任)・総経理 2019年4月 当社執行役員商品開発部長兼営業開発部長 2019年6月 当社取締役 商品開発部長兼営業開発部長 2020年4月 当社取締役 商品開発統括部長兼営業開発統括部長(現任)	8,000株
	<p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>酒井規光氏は、営業開発部門及び商品開発部門の責任者を務め、当社の事業活動に関し、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		
10	アハマド サジャド AHMED SAJJAD (1980年2月1日生)	2014年9月 大阪学院大学国際センター非常勤講師 2016年4月 同志社大学国際教育インスティテュート非常勤講師 2019年4月 山梨学院大学准教授(現任) 2019年6月 当社取締役(現任)	一株
	<p>〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉</p> <p>AHMED SAJJAD氏は、大学講師としての高い見識と幅広い経験に基づき、当社の風土・文化にとらわれないグローバルかつ客観的視点から経営の監視を遂行いただいております。そのことにより、取締役会の透明性の向上およびコーポレートガバナンス強化に重要な役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p>		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 久保井聡明およびAHMED SAJJADの両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社は、久保井聡明およびAHMED SAJJADの両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
なお、久保井聡明氏が代表を務める久保井総合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、過去3年間平均の報酬の割合は同事務所の総収入額の0.5%未満と独立性を妨げるものではありません。
4. 当社は、久保井聡明およびAHMED SAJJADの両氏との間で定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低限度額であります。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと又は当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填しております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。なお、保険料は特約部分を含め全額当社で負担しております。
6. 久保井聡明氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
7. AHMED SAJJAD氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1 新任	ぐ そく しょう じ 具足彰治 (1956年11月4日生)	1997年10月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 杭瀬支店長 2006年1月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行) リテール人事部長 2016年6月 東洋カーマックス(株)専務取締役 2018年6月 (株)みどり会 取締役保険部門長 2020年6月 当社常勤監査役(現任)	一株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割)</p> <p>具足彰治氏は、長年にわたり金融機関に在籍し、豊富な経験と財務に関する高い見識を有しており、常勤監査役として、議論の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。その経験と見識を引き続き、取締役会の透明性の高い意思決定機能及び監査・監督機能の強化に繋げていただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2 新任	なか やま まさ たか 中山正隆 (1951年1月22日生)	1976年4月 弁護士登録 1976年4月 小倉武雄法律事務所入所 1978年6月 小倉法律事務所と改称 1990年7月 センチュリー法律事務所と改称 2000年5月 エル・アンド・ジェイ法律事務所と改称 エル・アンド・ジェイ法律事務所 所長(現任) 2012年6月 当社監査役(現任)	一株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割)</p> <p>中山正隆氏は、弁護士としての専門知識と豊富な経験を有し、これまでも弁護士としての専門的見地から意見を述べる他、取締役の職務執行に助言をいただいております。その経験と見識を引き続き、取締役会の透明性の高い意思決定機能及び監査・監督機能の強化に繋げていただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記のとおり監査等委員である社外取締役としての職務を適正に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
3 新任	ほり うち たけ ふみ 堀内 武文 (1955年11月3日生)	2012年6月 東京海上日動火災保険(株) 常務執行役員 2015年6月 (株)大手町ファーストスクエア 専務取締役 2016年6月 東京海上ビジネスサポート(株) 取締役社長 2017年6月 エムエスティ保険サービス(株) 社外取締役 2020年6月 当社監査役(現任)	一株
	<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割)</p> <p>堀内武文氏は、他社での企業経営に関する豊富な経験と高い見識から、疑問点を明らかにするため適宜質問するとともに、経営的視点から取締役会の意思決定の監視と有効な助言、提言を行っております。その経験と見識を引き続き、取締役会の透明性の高い意思決定機能及び監査・監督機能の強化に繋げていただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
4 新任	おお さわ ひで み 大澤 秀美 (1955年4月5日生)	1976年4月 トヨタ自動車販売株式会社(現トヨタ自動車株式会社)入社 2001年12月 株式会社ブロードキャリア設立 株式会社ブロードキャリア 代表取締役社長 2005年7月 株式会社デライト・マインドに改称 2014年12月 株式会社デライト・マインド 会長 2015年7月 株式会社デライト・マインド 顧問(現任)	一株
	<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割)</p> <p>大澤秀美氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、その経験と見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、独立した立場から、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス体制の強化に寄与していただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 具足彰治、中山正隆、堀内武文および大澤秀美の4氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は具足彰治、中山正隆、堀内武文および大澤秀美の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 具足彰治および堀内武文の両氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもっていずれも3年となります。
5. 中山正隆氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
6. 当社は、具足彰治、中山正隆および堀内武文の3氏との間で定款の規定に基づき、監査役として会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低限度額であります。中山正隆、具足彰治、堀内武文の3氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- また、大澤秀美氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと又は当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填しております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。なお、保険料は特約部分を含め全額当社で負担しております。

【ご参考】取締役会メンバーの主たるスキル・マトリックス

第3号および第4号議案が承認された場合の取締役会メンバーの専門性および経験は以下のとおりです。

氏名	企業 経営	財務 会計	サステナビリティ E S G	M&A	法務 コンプライアンス	営業 マーケティング	グローバル	人事 人材育成	内部統制 ガバナンス
坂田 信一郎	●	●	●	●	●	●	●	●	●
鳥野 善文	●		●			●		●	●
近藤 雅之	●		●			●			●
住吉 哲也	●	●	●	●	●			●	●
柿野 雅文	●		●			●	●	●	●
廣内 学	●		●			●			●
久保井 聡明			●		●				●
増田 文弘	●		●			●			●
酒井 規光	●		●			●	●		●
AHMED SAJJAD			●				●		●
具足 彰治	●	●			●				●
中山 正隆					●				●
堀内 武文	●				●				●
大澤 秀美	●				●			●	●

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は2010年6月24日開催の第71回定時株主総会において年額2億800万円以内とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、年額2億800万円以内（うち社外取締役分は年額200万円以内）と定めることとさせていただきますと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、事業報告「4. 当社の会社役員に関する事項（4）取締役および監査役の報酬等」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く）」と変更することを予定しております。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠を決定するものであります。また、上記のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しておりますところ、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも、本議案は必要かつ相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内と定めるとさせていただきます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責および取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠設定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社の取締役の報酬額は2010年6月24日開催の第71回定時株主総会において年額2億80百万円以内としてご承認いただいております。また、2017年6月27日開催の第78回定時株主総会において、当該報酬額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、同制度に基づき取締役（社外取締役を除く）に対して支給される報酬総額を年額60百万円以内とご承認いただいております。なお、2020年6月24日の第81回定時株主総会において、譲渡制限付株式の譲渡制限期間として割当を受けた日より対象取締役が当社の取締役の地位を退任又は退職する日までの期間とすることにつき、ご承認いただいております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して、譲渡制限付株式付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件」とは別枠にて、従来どおり年額60百万円以内と設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な本制度に係る報酬枠の内容は2020年6月24日開催の第81回定時株主総会においてご承認いただいた内容と同一の制度となります。当社グループの中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告「4. 当社の会社役員に関する事項（4）取締役および監査役の報酬等」）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会に一任いただきたいと存じます。

また、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は8名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役が、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年81,000株以内いたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものいたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より対象取締役が当社の取締役会が定める地位を退任又は退職する日までの期間、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除

対象取締役が、(i)譲渡制限期間中、当社の取締役の地位にあったこと及び(ii)任期満了、死亡またはその他当社の取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役の地位を退任したことを条件として、当該対象取締役に付与された本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、譲渡制限期間満了の時期に応じて、譲渡制限を解除する本割当株式数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 退任時の取扱い

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記(2)の定めにより譲渡制限が解除されない本割当株式の全部について、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

第84期事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい行動制限は緩和され、経済活動正常化による個人消費の緩やかな持ち直しは見られたものの、米国の金利上昇による急激な円安の進行やロシア・ウクライナ情勢の影響による資源価格の高騰を背景とした物価上昇など、先行きが不透明な状況が続きました。

国内の新車総販売台数（軽を含む）は、昨秋以降、半導体等の部品不足による新車生産の遅れが改善し、前年比4.0%増の約439万台となりました。内訳は、登録車が同1.2%増の約269万台で、軽自動車においても同8.9%増の約169万台となりました。

このような景況下、当社では、地域密着型営業による訪問活動の強化を図り、国内外の新しい市場の開拓を推進するとともに、需要の増加に対応した、徹底した営業体制の構築に努め、新商品をはじめとした付加価値の高いオリジナル商材の拡販とブランド構築に一層注力いたしました。

これにより、当社グループの売上高は358億78百万円（前年比117%）、営業利益は83億56百万円（同129%）、経常利益は89億68百万円（同129%）、親会社株主に帰属する当期純利益は62億92百万円（同134%）となりました。

当期末の配当金につきましては、1株当たり53円とさせていただきます。存じます。

すでに中間配当金として1株当たり39円をお支払いいたしておりますので、通期の1株当たりの配当金は普通配当で前期比22円増配の92円となります。

セグメント別の経営成績は以下のとおりであります。

（自動車部品・用品等販売事業）

当セグメントにおきましては、国内部門では、年度後半に新車生産を取り巻く環境が改善したことを追い風に、地域密着型営業を更に強化するとともに、期中に発売した高性能な新商品を拡販し、シェア拡大を図りました。また、中之島R&Dセンターを活用し、新たな開発・改善を進めながら、法改正により需要が増大したアルコール検知器の市場獲得に努めました。

海外部門では、各国でコロナ禍からの規制緩和が進む中、海外出張の再開や現地法人との更なる連携を通じた地域密着型営業の強化とともに、引き続きリモート営業も活用し、現地需要の取り込みと付加価値の高いオリジナル商材の新規提案活動に努めました。

連結子会社のセントラル自動車工業株式会社は、主力商品であるCPCブランド商材の高品質化や需要拡大による増産に、設備の増設を継続して行うことにより対応し、目標品質の維持と商材の安定供給に努めました。

これにより、売上高は291億73百万円（前年比117%）、セグメント利益につきましては78億10百万円（同129%）となりました。なお、上記実績のうち、アルコール検知器に関しては、法改正による特需の影響により、売上高30億72百万円（同486%）となりました。

（自動車処分事業）

当セグメントにおきましては、連結子会社の株式会社ABTは、中古車市場および鉄スクラップ市場の好況などの追い風とともに、交通量の回復や大型台風・集中豪雨等の水災により増加した取扱い台数に対し、効率的な業務遂行と事業運営を行い、売上高の拡大に努めました。

これにより、売上高は67億5百万円（前年比118%）、セグメント利益につきましては5億46百万円（同133%）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、アフターコロナの下において、各種政策の効果により景気が持ち直していくことが期待されるものの、インフレや世界的な金融引き締め等が続くなか、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっております。物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響を注視しながら、迅速果敢な対応が必要となっております。

こうした状況下、当社グループは、国内外における市場環境の変化に対応すべく、新たに生まれる潜在ニーズを常に意識し、お客様・世の中のためになる新しい商品の開発を一層強化してまいります。そして、地域密着型営業による高付加価値商材の拡販と、アルコール検知器の更なる市場開拓を推進するため、営業体制と人員体制の拡充に努めてまいります。

また、2023年～2025年の「新・中期経営計画」に基づき、M&A・新規事業・ベンチャー投資など新たな事業領域への挑戦と企業ブランド向上への投資を積極的に行うとともに、主力商品であるボディコーティングの溶剤の空き瓶や自動車のアクリル樹脂のリサイクルなど、SDGsやESGに向けた取り組みも継続拡大しながら、新たに掲げた2030年に向けたパーパス「未来のモビリティ社会における最良のパートナー」の具現化を推し進め、企業価値の向上に一層努めてまいります。

そして、永続的な成長を担う人材の育成と行動指針である「インテグリティ」と「感謝」を将来の企業文化とするため、従業員エンゲージメントの向上に向けた取り組みや教育体制の強化等の人的資本への投資を積極的に推進してまいります。それらを通じて、営業力と組織力の向上を図り、新たな需要を創造しながら社会に貢献できる開発型企業として株主の皆様のご期待にお応えする所存でございます。

何卒一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

① 連結決算の状況

区 分	第 81 期 (2020年3月期)	第 82 期 (2021年3月期)	第 83 期 (2022年3月期)	第 84 期(当期) (2023年3月期)
売上高 (百万円)	25,943	27,571	30,693	35,878
経常利益 (百万円)	5,358	6,004	6,966	8,968
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,875	3,864	4,689	6,292
1株当たり当期純利益 (円)	213.81	211.01	255.79	342.62
総資産 (百万円)	34,505	39,386	43,387	49,350
純資産 (百万円)	28,120	33,536	36,812	41,932
1株当たり純資産 (円)	1,535.15	1,828.71	2,005.56	2,281.23

- (注) 1. 第81期には特別利益として投資有価証券売却益1,064百万円が含まれております。
特別損失として投資有価証券評価損749百万円、減損損失36百万円が含まれております。
2. 第82期には特別損失として貸倒損失116百万円、投資有価証券評価損5百万円が含まれております。
3. 第84期には特別利益として投資有価証券売却益124百万円が含まれております。
特別損失として投資有価証券評価損54百万円が含まれております。
その他は、「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

② 個別決算の状況

区 分	第 81 期 (2020年3月期)	第 82 期 (2021年3月期)	第 83 期 (2022年3月期)	第 84 期(当期) (2023年3月期)
売上高 (百万円)	22,083	21,729	24,274	28,737
経常利益 (百万円)	5,428	5,767	6,278	8,162
当期純利益 (百万円)	3,892	3,705	4,260	5,617
1株当たり当期純利益 (円)	213.62	201.29	231.20	304.27
総資産 (百万円)	29,897	33,042	36,255	42,121
純資産 (百万円)	25,113	28,368	31,229	35,732
1株当たり純資産 (円)	1,365.24	1,540.23	1,693.99	1,933.76

- (注) 1. 第81期には特別利益として投資有価証券売却益947百万円が含まれております。
特別損失として投資有価証券評価損677百万円、関係会社株式評価損49百万円、減損損失36百万円が含まれております。
2. 第82期には特別損失として貸倒損失116百万円、投資有価証券評価損5百万円が含まれております。
3. 第83期には特別損失として関係会社株式評価損61百万円が含まれております。
4. 第84期には特別利益として投資有価証券売却益124百万円が含まれております。
特別損失として貸倒引当金繰入額188百万円、関係会社株式評価損29百万円、および投資有価証券評価損54百万円が含まれております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
セントラル自動車工業株式会社	50 ^{百万円}	100.00 %	自動車用品製造販売
CAPCO PTE LTD	S \$ 500,000	100.00 %	自動車部品、用品販売 および輸出入
CAPCO USA, INC.	US \$ 803,000	100.00 %	自動車部品、用品販売 および輸出入
株式会社A B T	10 ^{百万円}	100.00 %	自動車処分事業

(5) 主要な事業内容

自動車部品・用品等 販売事業	当社	自動車部品、用品および新商品ならびに関連サービスの 開発・販売、輸出入
	連結子会社	自動車用品製造および自動車部品、用品販売ならびに 輸出入
自動車処分事業	連結子会社	損害保険会社の全損認定車両処分に関わる業務

(6) 主要な営業所および工場

- ① 当社
(a) 本社：大阪市北区中之島4丁目2番30号
(b) 国内事業所
支社：札幌、仙台、北関東（栃木県）、東京、名古屋、大阪、福岡
営業所：仙台支社盛岡営業部（岩手県）、北関東支社高崎営業部（群馬県）、
静岡、金沢、広島、高松、福岡支社南九州営業部（熊本県）
研究開発施設：中之島R & Dセンター（大阪府）
物流センター：東日本物流センター（埼玉県）、西日本物流センター（兵庫県）
(c) 海外事業所 デトロイト（米国）、シンガポール、ドバイ（UAE）、
ジャカルタ（インドネシア）、マニラ（フィリピン）、広州（中国）、
ヤンゴン（ミャンマー）、台北（台湾）
クアラルンプール（マレーシア）、ホーチミン（ベトナム）
- ② 連結子会社（国内）
セントラル自動車工業株式会社 本社工場（大阪府）
株式会社A B T（東京都）
- ③ 連結子会社（海外）
CAPCO PTE LTD（シンガポール）、CAPCO USA, INC.（米国）

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	23,200株	8名

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

(2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職状況
代表取締役社長	坂田 信一郎	(株)石川トヨペットカローラ 社外取締役
専務取締役	鳥野 善文	国内営業本部長
常務取締役	近藤 雅之	広告宣伝部統括部長
常務取締役	住吉 哲也	総務本部長 兼 総務部長 兼 経営企画室長 (株)A B T 取締役
取締役	柿野 雅文	エイスインターナショナルトレード(株) 社外取締役 海外営業本部長 CAPCO PTE LTD 取締役会長 CAPCO USA, INC. 取締役社長
取締役	廣内 学	大阪支社長
取締役	久保井 聡明	久保井総合法律事務所 代表パートナー (株)但馬銀行 社外取締役 田村駒(株) 社外監査役
取締役	増田 文弘	東京支社長
取締役	酒井 規光	商品開発統括部長 兼 営業開発統括部長
取締役	AHMED SAJJAD	山梨学院大学 准教授
常勤監査役	具足 彰治	
監査役	中山 正隆	エル・アンド・ジェイ法律事務所 所長
監査役	堀内 武文	

- (注) 1. 取締役久保井聡明およびAHMED SAJJADの両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役具足彰治、中山正隆および堀内武文の3氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。
3. 当社は、久保井聡明、AHMED SAJJADおよび具足彰治の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 監査役具足彰治氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役久保井聡明氏が兼職している他の法人等との間には、重要な関係はありません。
6. 取締役AHMED SAJJAD氏が兼職している他の法人等との間には、重要な関係はありません。
7. 監査役中山正隆氏が兼職している他の法人等との間には、重要な関係はありません。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、2006年6月27日開催の第67回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

なお、当社と社外取締役および社外監査役においては、会社法第423条第1項の責任について同法第425条第1項に定める損害賠償額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと又は当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填しております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社および子会社であるセントラル自動車工業株式会社、株式会社A B Tの取締役および監査役であり、特約部分を含め会社負担としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月26日開催の第728回取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する指針（以下、「決定方針」といいます）を決議しております。また、経営諮問委員会の設置にともない、2021年12月10日開催の第740回取締役会において、一部内容を変更しております。

決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

a. 報酬決定における基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬と譲渡制限付株式報酬により構成される固定報酬となっております。基本報酬は、2008年6月13日開催の第507回取締役会により決議された「役員報酬規程」に基づいて決定しております。また、譲渡制限付株式報酬については、社外取締役を除く取締役にのみ支給されるものであり、2017年5月15日開催の第662回取締役会により決議された内容に基づき決定されております。報酬決定の基本方針は、各取締役の業績、貢献度、職位に応じて決定することとし、株主総会が決議した報酬額の限度内で支払うこととしております。

取締役の基本報酬は、年俸制であり、年俸額の12分の1を毎月支給される月例の固定報酬としております。個人別の報酬額については、役員報酬規程に基づき、業績、貢献度、職位に応じて決定することとしております。

譲渡制限付株式報酬は、社外取締役を除く取締役に支給されるものであり、基本報酬とは別枠で、中長期的な企業価値及び株式価値の持続的な向上を図る事を目的とし、導

入しており、毎年株主総会後に締結される譲渡制限付株式割当契約に基づき支給されます。個人別の株式数、報酬額については、本制度の目的、業績、各対象取締役の職責の範囲、取締役の平均在任年数等および諸般の事情を総合的に勘案し決定することとしております。

b. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2010年6月24日開催の第71回定時株主総会において年額2億80百万円以内（但し、使用人分給とは含まない）と決議されており、別枠で、2017年6月27日開催の第78回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額60百万円以内と決議されております。また、監査役の報酬限度額は、2010年6月24日開催の第71回定時株主総会において年額60百万円以内と決議されております。なお、第71回定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名、監査役の員数は3名であり、第78回定時株主総会終結時の取締役の員数は10名（うち社外取締役1名）であります。

c. 取締役の報酬等の種類別の割合決定に関する事項

当社の役員報酬は業績連動報酬等を支給せず、社外取締役を除く取締役は固定報酬のうち20%前後を一律で非金銭報酬等である譲渡制限株式と引換えにする払込みに充てるための金銭として支給するものとしております。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の基本報酬について、2022年6月28日開催の第748回取締役会において代表取締役社長坂田信一郎に個人別の報酬額等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定しております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況について最も熟知し、各取締役個々の担当職務や業務遂行状況等の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためであります。また、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会で決議された報酬枠内において、「役員報酬規程」に基づき決定しなければならないものとしております。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に経営諮問委員会がその妥当性等について確認することとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、株主総会で決議された報酬枠内において、「役員報酬規程」に基づき決定されたことを確認していることや、委員の過半数を独立社外取締役で構成する経営諮問委員会に原案を諮問し、答申を得た上で、その答申を尊重して決定されたことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬			
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	296,221 (15,600)	241,380 (15,600)	54,841 (—)	— (—)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	24,600 (24,600)	24,600 (24,600)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	320,821 (40,200)	265,980 (40,200)	54,841 (—)	— (—)	13 (5)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員の主な活動状況と役割

取締役 久保井聡明氏

当期開催の取締役会15回の全てに出席し、当社の論理に捉われず、弁護士として企業法務を踏まえた客観的視点で、議案審議に必要な発言を行っております。独立性をもって経営の監視を遂行することにより、取締役会の透明性の向上及びコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。

取締役 AHMED SAJJAD氏

当期開催の取締役会15回の全てに出席し、大学教員としての高い見識と幅広い経験に基づき、議案審議に必要な発言を適宜適切に行っております。当社の風土・文化にとらわれないグローバルかつ客観的視点で、取締役会の透明性の向上及びコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。

監査役 具足彰治氏

当期開催の取締役会15回の全てに出席し、長年にわたる金融機関での豊富な経験と財務に関する高い見識から、議論の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、当期開催の監査役会15回の全てに出席し、監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、各経営会議への出席や主要な業務遂行に関する重要文書を開覧し、必要に応じて説明を求めるなど、コーポレートガバナンス体制の強化に重要な役割を果たしております。

監査役 中山正隆氏

当期開催の取締役会15回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的見地から疑問点を明らかにするため適宜質問し、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ取締役の職務執行に助言、提言を行っております。また、当期開催の監査役会15回のうち14回に出席し、監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、各経営会議への出席により、コーポレートガバナンス体制の強化に重要な役割を果たしております。

監査役 堀内武文氏

当期開催の取締役会15回の全てに出席し、他社での企業経営に関する豊富な経験と高い見識から、疑問点を明らかにするため適宜質問するとともに、経営的視点から取締役会の意思決定の監視と有効な助言、提言を行っております。また、当期開催の監査役会15回の全てに出席し、監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、各経営会議への出席により、コーポレートガバナンス体制の強化に重要な役割を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当該事業年度に係る会計監査人の監査計画の内容、監査時間、配置人員、職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠等について、その相当性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の基本方針および体制

<取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況>

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、2015年4月30日開催の取締役会および2021年12月10日開催の取締役会において、内容の一部改定を決議しており、その内容は下記のとおりです。

なお、内部統制システムの運用状況の概要については、基本方針に基づいて実施した問題点等の是正・改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会や経営会議（四半期毎に経営推進委員会、半期毎に予算説明会、総合幹部会）へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、労働安全衛生委員会および品質環境連絡会も毎月定期的に開催しております。コンプライアンス体制については、定期的な社内研修や新卒・中途社員採用時に実施し、コンプライアンス意識の全社的浸透を図っております。

<内部統制システムの基本方針>

(1) コンプライアンスを基本とする企業風土の確立

取締役および従業員が、当社の企業理念・基本方針・基本戦略・行動指針を共有し、コンプライアンスに基づき、円滑なコミュニケーションを通じて、問題の早期発見・早期解決を指向する。

(2) 内部統制システムの体制

- ① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会規則に基づいた取締役会の運営状況および取締役の職務執行状況の確認を実施しております。
 - ・取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する経営諮問委員会を設置し、取締役および監査役の指名・報酬等のほか経営上の重要課題に関する決定プロセスの透明性・客観性の向上を図っております。
 - ・当社の「行動規範」を「コンプライアンスマニュアル」に定めて、定期的な研修の実施を行い、その遵守体制の確立を図っております。
 - ・コンプライアンスに関する社員の苦情相談・通報窓口の設置ならびに、社長を委員長

とするコンプライアンス委員会を設置する等、遵守体制の整備に努めております。

- ・法改正、業務変革等に対応した就業規則、業務マニュアルの改訂・整備を実行しております。
- ・社長の直轄である法務監査部（内部監査部門）を設置し、内部監査とコンプライアンス遵守を主眼とした内部監査を行っております。
- ・監査結果については取締役会、および監査役会への適切な報告と連携強化を進めております。

② 業務の適正を確保するための体制

a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会、経営推進委員会の議事録の作成と管理保存する体制を構築しております。
- ・稟議書・報告書等の権限規程に基づく決裁状況の確認と管理保存する体制を構築しております。
- ・権限規程、文書管理規程等各種規程は適宜見直しを実施しております。
- ・業務上取扱う情報や知り得た情報を適切に保存・管理する観点から、「情報システム利用規程」、「個人情報保護管理規程」、「内部通報規程」、「インサイダー情報管理規程」等の社内規程を定め、適切な情報管理の運用を行っております。

b. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

- ・リスクマネジメント委員会を設置し、早期発見・早期対策の方針の下、当社グループのリスクに関する事象への全社的対応を行っております。
- ・業務の環境変化に応じた各種規程・マニュアルを整備するとともに、リスク発生を未然に防止するための管理体制の構築を図っております。
- ・災害・事故等の発生時に、適切かつ迅速に対応する危機管理マニュアルの作成等の体制強化を進めております。
- ・研究開発施設である中之島R & Dセンターにおいて、当社取扱い商品の品質・安全性の検証を行っております。

c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・毎月定例の取締役会を開催し、重要事項の決定を行うとともに、各取締役から業務目標の達成状況、課題解決のための取り組み等の報告をさせることにより、業務執行状況の監督等を行っております。また、全社方針や予算計画を使用人に周知徹底するため、定期的な経営会議を開催しております。
- ・業務分掌規程により、各担当取締役の職務の明確化を実施しております。

- d. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社取締役会に定期的な報告を求め、共通の経営理念の下で事業目的を遂行しうよう指導・助言し、法令や企業倫理を守るコンプライアンス体制の共有を確立しております。
 - ・当社は、グループにおける業務の適正な運営に努めるため、①関係会社の職務の執行に係る事項の報告に関する体制、②損失の危険の管理に関する規程その他の体制、③職務の執行が効率的に行われることおよび法令や定款に適合することを確保する体制を構築するなどを目的に、「関係会社管理規程」を定めます。
- e. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役および使用人から監査役会に、当社の経営・業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事項について、遅滞なく報告する体制をとっております。
- ③ 監査役の職務の執行に関する体制
 - ・監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補佐すべき、内部監査その他の使用人を監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、配置します。
 - ・監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人の考課、異動などに係る決定には監査役の事前の意見を得ることとし、取締役から独立して業務を行うよう監査役が指示できる体制をとるものとします。
- ④ 当社グループの取締役・監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - ・監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、予算会議、経営会議等重要な経営会議に出席するとともに、主要な稟議その他業務執行に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて、当社グループの役員または使用人に説明を求めることとし、役員、使用人は遅滞なく監査役会に報告するものとします。
 - ・当社は、グループの役員、使用人が法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役、または監査役会に報告するものとします。
 - ・当社は、監査役へ報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を徹底するものとします。

- ⑤ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・社長は、監査役会や会計監査人と適時適切に会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重要課題について意見を交換するものとします。
 - ・監査役は、法務監査部と緊密な連携を保つとともに、管理部門その他の各部に対しても、必要に応じ、協力を求めることができるものとします。
 - ・当社は、監査役がその職務について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担するものとします。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・経理部および法務監査部は、当社の財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築しております。
 - ・法務監査部は内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行っております。
- ⑦ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした姿勢で対応します。その体制として、コンプライアンスマニュアルに「反社会的行為への対抗に関する行動指針」を定めるとともに、対応部署を総務部および法務監査部とし、不当要求には、警察や弁護士等の外部専門機関と連携する協力体制を整備しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	23,702,307	流 動 負 債	6,026,440
現金及び預金	16,450,643	支払手形及び買掛金	2,323,310
受取手形及び売掛金	4,267,518	未払法人税等	1,955,653
有価証券	500,195	賞与引当金	464,778
商品及び製品	1,928,813	その他	1,282,698
仕掛品	5,267	固 定 負 債	1,391,317
原材料及び貯蔵品	15,519	繰延税金負債	5,485
前渡金	260,021	退職給付に係る負債	1,280,931
その他	280,329	長期預り保証金	82,700
貸倒引当金	△6,000	未払役員退職金	10,171
固 定 資 産	25,648,300	その他	12,029
(有形固定資産)	(6,456,434)	負 債 合 計	7,417,757
建物及び構築物	1,155,851	純 資 産 の 部	
機械装置及び運搬具	48,777	株 主 資 本	41,092,740
工具・器具及び備品	79,819	資本金	1,001,000
土地	5,157,993	資本剰余金	4,877,948
その他	13,991	利益剰余金	35,805,251
(無形固定資産)	(3,812,876)	自己株式	△ 591,459
のれん	3,719,726	その他の包括利益累計額	840,109
ソフトウェア	73,027	その他有価証券評価差額金	912,786
その他	20,122	繰延ヘッジ損益	△ 26
(投資その他の資産)	(15,378,989)	為替換算調整勘定	26,307
投資有価証券	13,269,666	退職給付に係る調整累計額	△98,958
長期貸付金	659,808	非支配株主持分	—
繰延税金資産	654,161	純 資 産 合 計	41,932,850
その他	796,136	負 債 ・ 純 資 産 合 計	49,350,607
貸倒引当金	△783		
資 産 合 計	49,350,607		

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		35,878,879
売上原価		21,140,454
売上総利益		14,738,425
販売費及び一般管理費		6,381,568
営業利益		8,356,856
営業外収益		660,443
受取利息及び配当金	197,143	
持分法による投資利益	363,487	
その他の	99,811	
営業外費用		49,287
売上債権売却損	6,099	
支払手数料	7,992	
その他の	35,195	
経常利益		8,968,012
特別利益		124,859
投資有価証券売却益	124,859	
特別損失		54,270
投資有価証券評価損	54,270	
税金等調整前当期純利益		9,038,601
法人税、住民税及び事業税	2,901,766	
法人税等調整額	△156,908	2,744,858
当期純利益		6,293,743
非支配株主に帰属する当期純利益		995
親会社株主に帰属する当期純利益		6,292,748

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,001,000	4,782,620	30,896,841	△606,406	36,074,055
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,384,338		△1,384,338
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			6,292,748		6,292,748
自己株式の取得				△198	△198
自己株式の処分				15,145	15,145
自己株式処分差益		85,173			85,173
連結子会社株式の 取得による持分の増減		10,154			10,154
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	95,327	4,908,410	14,947	5,018,685
当 期 末 残 高	1,001,000	4,877,948	35,805,251	△591,459	41,092,740

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	825,065	△2,443	23,407	△140,905	705,123	33,576	36,812,755
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,384,338
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							6,292,748
自己株式の取得							△198
自己株式の処分							15,145
自己株式処分差益							85,173
連結子会社株式の 取得による持分の増減							10,154
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	87,721	2,417	2,899	41,947	134,985	△33,576	101,409
当 期 変 動 額 合 計	87,721	2,417	2,899	41,947	134,985	△33,576	5,120,094
当 期 末 残 高	912,786	△26	26,307	△98,958	840,109	—	41,932,850

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	20,776,146	流動負債	5,229,350
現金及び預金	13,931,307	買掛金	1,909,990
受取手形	38,529	未払金	354,778
売掛金	3,959,481	未払費用	320,447
有価証券	500,195	未払法人税等	1,765,056
商品	1,919,356	契約負債	219,968
前渡金	259,190	預り金	66,635
未収入金	1,357	賞与引当金	430,000
その他の他	172,728	その他の他	162,472
貸倒引当金	△6,000	固定負債	1,159,158
固定資産	21,345,221	退職給付引当金	1,125,586
(有形固定資産)	(6,162,891)	長期預り保証金	23,400
建物	1,053,135	未払役員退職金	10,171
機械装置	36,590	負債合計	6,388,508
車両運搬具	10,339	純資産の部	
器具備品	71,222	株主資本	35,118,363
土地	4,991,602	資本金	1,001,000
(無形固定資産)	(76,027)	資本剰余金	4,867,794
ソフトウェア	60,626	資本準備金	4,184,339
その他の他	15,400	その他資本剰余金	683,454
(投資その他の資産)	(15,106,303)	利益剰余金	29,790,337
投資有価証券	4,247,156	利益準備金	241,735
関係会社株式	8,682,115	その他利益剰余金	29,548,601
長期貸付金	659,808	圧縮記帳積立金	380,616
関係会社長期貸付金	180,630	別途積立金	22,904,000
投資不動産	160,683	繰越利益剰余金	6,263,985
差入保証金	32,880	自己株式	△540,767
繰延税金資産	577,440	評価・換算差額等	614,495
その他の他	754,786	その他有価証券評価差額金	614,522
貸倒引当金	△189,197	繰延ヘッジ損益	△26
資産合計	42,121,368	純資産合計	35,732,859
		負債・純資産合計	42,121,368

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		28,737,920
売 上 原 価		15,514,543
売 上 総 利 益		13,223,376
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,354,480
営 業 利 益		7,868,896
営 業 外 収 益		335,318
受 取 利 息	12,029	
受 取 賃 貸 料	62,897	
そ の 他	260,392	
営 業 外 費 用		41,494
支 払 手 数 料	7,992	
賃 貸 収 入 原 価	18,997	
そ の 他	14,504	
経 常 利 益		8,162,720
特 別 利 益		124,859
投 資 有 価 証 券 売 却 益	124,859	
特 別 損 失		271,789
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	188,197	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	29,321	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	54,270	
税 引 前 当 期 純 利 益		8,015,790
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,563,000	
法 人 税 等 調 整 額	△165,000	2,398,000
当 期 純 利 益		5,617,790

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金
					圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1,001,000	4,184,339	598,281	4,782,620	241,735	381,499	20,004,000	4,929,649	25,556,884
当 期 変 動 額									
剰余金の配当								△1,384,338	△1,384,338
圧縮記帳積立金の取崩						△ 882		882	—
別途積立金の積立							2,900,000	△2,900,000	—
当 期 純 利 益								5,617,790	5,617,790
自己株式の取得									
自己株式の処分									
自己株式処分差益			85,173	85,173					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	85,173	85,173	—	△882	2,900,000	1,334,335	4,233,452
当 期 末 残 高	1,001,000	4,184,339	683,454	4,867,794	241,735	380,616	22,904,000	6,263,985	29,790,337

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△555,714	30,784,790	447,017	△2,443	444,573	31,229,364
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△1,384,338				△1,384,338
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
別途積立金の積立		—				—
当 期 純 利 益		5,617,790				5,617,790
自己株式の取得	△198	△198				△198
自己株式の処分	15,145	15,145				15,145
自己株式処分差益		85,173				85,173
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			167,504	2,417	169,922	169,922
当 期 変 動 額 合 計	14,947	4,333,573	167,504	2,417	169,922	4,503,495
当 期 末 残 高	△540,767	35,118,363	614,522	△26	614,495	35,732,859

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

中央自動車工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三井孝晃
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹田雅司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中央自動車工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央自動車工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

中央自動車工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三井孝晃

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 竹田雅司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央自動車工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会及び経営推進委員会等の重要な会議に出席（一部オンライン形式を活用）し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受け、調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、法務監査部（内部監査部門）と定期的に会合を設け、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンスコード）への対応等について報告を受け、監査体制の強化をはじめとする監査の品質確保に向けた具体的な取組みについて、説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日
中央自動車工業株式会社 監査役会
常勤監査役 具 足 彰 治 ㊟
監 査 役 中 山 正 隆 ㊟
監 査 役 堀 内 武 文 ㊟

(注) 常勤監査役具足彰治、監査役中山正隆及び堀内武文は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会会場ご案内略図

〒530-0005

大阪市北区中之島4丁目2番30号

中央自動車工業株式会社
本社5階ホール

電話

大阪 (06) 6443-5182 (代表)

最寄り駅

● JR環状線：

福島駅より南へ徒歩約15分

● JR東西線：

新福島駅2番出口より南へ
徒歩約13分

● 阪神電車：

福島駅3番出口より南へ
徒歩約13分

● 地下鉄四つ橋線：

肥後橋駅3番出口より西へ
徒歩約13分

● 京阪中之島線：

中之島駅4番エレベーター
出口より南へ徒歩約5分



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。